

東京音楽大学附属図書館における国立国会図書館 「図書館向けデジタル化資料送信サービス」利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東京音楽大学附属図書館における国立国会図書館の「図書館向けデジタル化資料送信サービス」(以下「送信サービス」という。)の利用について必要な事項を定める。

(利用対象者)

第2条 送信サービスを利用できる者は、東京音楽大学および東京音楽大学附属高等学校の学生証、または東京音楽大学附属図書館利用カードの交付を受けている者とする。

(閲覧)

第3条 送信サービスの閲覧は、附属図書館内の指定された端末(以下「閲覧用端末」という。)においてのみ利用できるものとする。

2 利用者は閲覧にあたり、国立国会図書館の定める利用条件に基づき、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 閲覧用端末の附属図書館施設外への持ち出し
- (2) 閲覧用端末への外部記憶装置の接続、ネットワーク上へのファイルの保存
- (3) 閲覧用端末の画面の撮影
- (4) 画面キャプチャ、スキャニング又は資料の電子ファイルの取得
- (5) ID・パスワードの不正入手
- (6) その他、上記に類する行為

(複写)

第4条 送信サービスの複写は、「東京音楽大学附属図書館利用規程」および著作権法第31条等に基づき、附属図書館の職員が行うものとする。

2 国立国会図書館より複写についての指示がある場合は、その指示に従うものとする。

3 複写料金は、「図書館の利用に関する料金規程」によるものとする。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、送信サービスの利用に関して、利用者は職員の指示に従うものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、常勤理事会の決議を経て行うものとする。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年10月11日から施行する。